

平成22年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：平成22年7月28日（水） 午後2時～午後5時21分

2 場所：中央コミュニティセンター 千鳥・海鷗

3 出席者：

(1) 委員

鈴木 康夫委員（会長）、善積 康夫委員（副会長）、井上 達也委員、
谷藤 千香臨時委員

※欠席 木下 剛臨時委員

(2) 事務局

(都市局)

藤平都市局長

(都市総務課)

豊田課長、松山課長補佐、足立総務係長、齊藤主事

(公園緑地部)

鈴木部長

(公園管理課)

高山課長、中村課長補佐、太田管理係長、堀主任主事、丸川技師

(ホームタウン推進室)

石橋室長、菅野主任主事、仙田主任主事

4 議題：

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 臨時委員の任期について
- (3) 会議の公開等について
- (4) 部会の設置について
- (5) 公募施設の募集条件、審査配点等に関する事項について
- (6) 非公募施設の管理運営基準等に関する事項について
- (7) 今後の審議予定について

5 議事の概要：

(1) 会長及び副会長の選任について

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例(平成22年千葉市条例第7号)第9条の規定に基づき、委員の互選により、鈴木委員を会長に、善積委員を副会長に、それぞれ選任した。

(2) 臨時委員の任期について

事務局より臨時委員の任期を2年とする案の説明があり、審議。臨時委員の任期については、事務局の案のとおり2年とすることを決定した。

(3) 会議の公開等について

会議の公開、議事録の確定方法及び部会への準用について事務局から案の説明があり、審議。会議の公開については事務局案のとおり、議事録の確定方法については、事務局

が作成した議事録の案に対して、各委員の意見を聴取した上で、会長の承認により確定するものとする、会議の公開、議事録の確定方法について部会へ準用するものとすることを決定した。

(4) 部会の設置について

部会の設置について事務局から案の説明があり、審議。選定委員会の部会として、亥鼻公園集会所、稲毛海浜公園教養施設、稲毛海浜公園花の美術館並びに都市緑化植物園の指定管理予定候補者の選定を行う公園部会及び千葉市蘇我スポーツ公園庭球場並びに千葉マリスタジアムの指定管理予定候補者の選定を行うスポーツ部会を設置することを決定した。

(5) 公募施設の募集条件、審査配点等に関する事項について

公募施設の募集条件、審査配点等について、事務局から案の説明があり審議。応募団体が1社の場合については、提案内容について管理運営基準に対する適正審査を行うこととする旨を確認した。

(6) 非公募施設の管理運営基準等に関する事項について

非公募施設の管理運営基準等に関する事項について、事務局から案の説明があり審議。現行の指定管理者を非公募で指定管理者予定候補者とするものについては、前回の提案と今回の提案との比較資料を作成し、審査することを決定した。

(7) 今後の審議予定について

事務局から、今後の審議予定について説明があり、審議。平成22年10月に、非公募施設の指定管理予定候補者の提案を審査するため、公園部会、スポーツ部会を開催することを、12月に、公募施設の指定管理予定候補者を選定するための公園部会を開催することを決定した。

6 会議経過：

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成22年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会を開催いたします。

初めに、都市局長、藤平よりごあいさつ申し上げます。

○都市局長 都市局長の藤平でございます。

本日はお忙しい中、また暑い日が続く中、出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の委員を、皆さん大変お忙しい中、お引き受けいただきまして感謝申し上げます。よろしくお願いたします。さて、都市局所管の指定管理者制度導入施設としましては、市全体、指定管理者を積極的に導入しているわけですが、都市局所管としては、全体で123ある中の37施設でございます。その中で、本委員会でお諮りする内容としては、37のうちの半分ぐらいでございます。まず、都市局として一番初めに導入したのが、平成17年の秋から、皆さん御存じのことと思いますが、ジェフがサッカーをしているフクダ電子アリーナで初めて導入させていただきました。最初からちょっと大きな施設に指定管理者を入れるということで、戸惑ったところがございますけれども、それを皮切りに、本格的には平成18年から22年、今年度までの5年間に、いろいろ公園の中の施設に導入をしているところでございます。いずれにしましても、いずれの施設も一定の成果は得られておるところでございます。ただし、選定方法は、当初は選定、評価、すべて内部でやっておりました。このため、選定方法等を変更すべきという御意見もございまして、透明性を高める意味から、このような形で外部の力をおかりすることになっておるところでございます。本委員会では、大規模な公園の中にあるマリスタジアム、それと花の美術館

など、公園施設9施設の指定管理予定候補者の選定と評価をお願いしたいと存じます。今年度中に委員会を3回開催する予定でございますので、御協力、御審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。簡単ですが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局 藤平都市局長につきましては、本日、所用がございますので、これもちまして退席とさせていただきます。

○都市局長 よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに、一番左にございます委嘱状、次に、その隣にございます本日の次第でございます。平成22年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会次第、次に、資料1としまして、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会委員名簿、資料2としまして、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例、資料3としまして、臨時委員の任期について（案）、資料4としまして、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（案）、資料5としまして、部会の設置について（案）、資料6としまして、事前に配付させていただいております公募施設の審議資料、同じく事前配付させていただいております、資料7 非公募施設の審議資料、以上でございます。皆さん、よろしいでしょうか。それでは、本日は、委員の皆様、初めての顔合わせでございますので、お手元の資料1、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会委員名簿の順に、委員の皆様を御紹介させていただきます。初めに、公認会計士の井上達也常任委員でございます。

○委員 井上と申します。よろしくお願いたします。

○事務局 弁護士の鈴木康夫常任委員でございます。

○委員 鈴木でございます。

○事務局 千葉大学大学院人文社会科学研究科教授、善積康夫委員でございます。

○委員 善積と申します。よろしくお願いたします。

○事務局 本日欠席でございますが、千葉大学大学院園芸学研究科准教授、木下剛臨時委員でございます。最後に、千葉大学教育学部准教授、谷藤千香臨時委員でございます。

○委員 谷藤と申します。よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、これより議事に入らせていただきます。本日は1回目の会議となりますので、会長選出までの間、鈴木公園緑地部長に仮の議長をお願いいたします。

○公園緑地部長 では、会長さんの選出までの間、仮会長ということで、恐縮でございますが、務めさせていただきます。議題の1でございます。会長及び副会長の選任について入らせていただきます。会長及び副会長の選出は、お手元にお配りしております資料2、千

葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例でございますが、この第9条の第2項、会長及び副会長というところでございますが、委員の皆様は互選になります。条文としては、会長及び副会長は委員の互選により定めるということになっておりますので、初めに、会長の選任につきまして、御意見をお願いいたします。

○委員 ちょっと初対面ということで、気が引けますけれども、本委員会の会長は、鈴木委員さんをお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○公園緑地部長 ありがとうございます。ただいま、委員さんから、鈴木委員さんを会長ということで推薦する旨の御提案がございました。皆様方いかがでございましょうか。

(賛同の意思表示あり)

○公園緑地部長 ありがとうございます。それでは、鈴木委員さんに会長をお願いしたいと存じます。続きまして、副会長の選任をお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。

○委員 善積委員さんをお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○公園緑地部長 ただいま、委員さんから、善積委員さんを副会長に推薦するという旨の御提案がございましたが、皆様方いかがでしょうか。

(賛同の意思表示あり)

○公園緑地部長 ありがとうございます。それでは、善積委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。それでは、ここからは会長さんに議事を進行していただきたいと思っております。短い間でしたけれども、御協力ありがとうございました。それでは、鈴木委員さんには会長席にお移りいただきまして、準備ができましたら、就任のごあいさつを、また善積委員さんにも同じく、副会長就任のごあいさつをお願いしたいと存じます。どうも御協力ありがとうございました。

(鈴木委員、会長席へ移動)

○会長 ただいま、委員の皆様方の御推挙によりまして会長を仰せつかりました鈴木でございます。このような重要な委員会の会長という職を仰せつかり、私としては非常に大役でございますが、皆様方の御協力を賜りまして、会議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしく申し上げます。

○会長 続きまして、副会長さん申し上げます。

○委員 千葉大学の善積と申します。

大学では法経学部というところで財務諸表論というものを担当しております。今回、副会長にさせていただいたということで、会長を補佐して頑張りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長 それでは、議題を順次処理してまいります。議題2として、臨時委員の任期ですが、これに関しましては、さっき配られました条例によるとこの会で決めると。ここでまとまったことは、すなわちそのまま効力を生ずるということですが、任期に関しまして、事務局から説明いただきます。

○都市総務課長 都市総務課長の豊田と申します。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。議題2、臨時委員の任期でございますけれども、お手元の資料の1から3で御説明をさせていただきたいと思っております。このたびの選定評価委員会では、選定対象となります公園施設及びスポーツ施設につきまして、専門的知識に基づく御意見や御審議をいただくために、木下委員さん、谷藤委員さんのお二人に臨時委員に就任いただいております。臨時委員の任期につきましては、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例、これは資料の2でございますけれども、第8条第6項の規定に基づきまして、選定委員会が必要と認める期間とすると定められております。両委員さんの任期につきましては、本委員会の活動において、専門的見地からさまざまな御意見をいただきたく、常任委員の皆様と同様の2年の任期とさせていただきたいと考えております。以上です。

○会長 常任委員と同じように、専門委員も2年という説明がございましたが、これは、条例の第8条の第6項、臨時委員の任期は、当該臨時委員を置く選定評価委員会が必要と認める期間とするということでございますから、私たちがこの2年を必要とすると認めれば、そのまま議決になるわけですが、委員の皆さん、御意見どうでしょうか。

(「2年でよい」と呼ぶ者あり)

○会長 皆さん、2年ということで、これで決めることにいたしましょう。議題2が終わりまして、次が会議の公開についてでございますが、これについて、事務局から説明をお願いします。

○都市総務課長 議題3、会議の公開について御説明いたします。資料は4でございます。初めに、資料4の1、会議の公開の取り扱いについてでございますが、本委員会の会議は、千葉市情報公開条例第25条、会議の公開の規定に基づき、公開となります。ただし、公募により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件に関する事項、審査基準に関する事項及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議につきましては、同条例第7条の不開示情報を御審議いただきますことから、非公開とするものでございます。これによりまして、本日の議題のうち議題5、公募施設の募集条件、審査配点等に関する事項につきましては、非公開の取り扱いにしたいと考えております。また、このほか、会議の全部または一部を非公開とする必要のある場合における、その決定につきましては会長が行うこととするものでございます。このように会議そのものは非公開とする場合がありますが、事後においては、審査の経過等を公表し、選定過程の透明性を図る必要がありますことから、議事録は公表することとなります。そこで次に、2番の議事録の確定についてでございますが、議事録につきましては、事務局において作成いたしまして、委員の皆様へ御確認いただいた後、会長に承認の御署名をいただき、確定とさせていただきたいと考えております。最後に、3番ですが、部会の会議への準用について、本選定委員会に

部会を設置した場合には、会議の公開の取り扱い及び議事録の確定につきまして、部会に準用するものでございます。以上です。

- 会長 事務局から説明がございましたが、非開示の募集条件を審議するような議題に関しては非公開とすることができるということで、その対象として、きょう予定されております議題5がまさにこれに当たるということで、これを非公開とする。これを決めるのは会自体の意思決定ですから、皆さんがそうしましょうと言えればそれで決まるわけですが、いかがでしょうか。この件に関しては非公開とすると。

(賛同の意思表示あり)

- 会長 それでは、全会一致で非公開と決まりました。次に、議題4ですが、その前に公開の件で、資料4の中に、部会への準用というのがあるのですが、部会に関しましては、資料5ですね。これ、条例との関係で、事務局から説明いただきます。

- 都市総務課長 資料の5、部会の設置について御説明をいたします。このたび、本委員会で選定していただく施設は、亥鼻公園集会所、稲毛海浜公園教養施設、稲毛海浜公園花の美術館、都市緑化植物園、千葉マリスタジアム及び蘇我スポーツ公園庭球場でございます。これらの施設につきまして、施設の特性により分類し、より具体的な御審議をお願いするために、千葉マリスタジアム及び蘇我スポーツ公園庭球場に関し御審議いただきますスポーツ部会と、その他の施設、亥鼻公園集会所、稲毛海浜公園の教養施設、花の美術館、都市緑化植物園につきまして御審議いただきます公園部会の2部会を設置するものでございます。以上です。

- 会長 今のような提案がございましたが、これも我々の内部の部会ですから、皆さんがそうしましょうということになれば、そのまま決まるわけですが、二つの部会、所掌事務は資料5に書いてありますようなものということですが、皆さん、御意見いかがでしょうか。

(「このとおりで」と呼ぶ者あり)

- 会長 では、皆さんの御同意ですから、これで決まりました。続きまして、議題5ですが、これからは非公開となるわけでございます、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

(傍聴人退室)

- 会長 それでは、議題5、公募施設の募集要項、審査基準等に移ります。傍聴人の方には、退席していただいたので、内部的な会議になりました。事務局から説明いただきます。

- 公園管理課長 公園管理課、高山でございます。ではこれから、亥鼻公園の集会所の指定管理者募集要項と管理運営の基準について説明させていただきます。パワーポイントのほうで粗筋を整理してございますので、説明させていただきたいと思っております。募集要項のほうですと2ページになります。1の指定管理者募集の趣旨でございます。千葉市では、都市公園施設のうち、有料公園施設の一部の管理につきまして指定管理者制度を引き続き導入することとしております。これは、公の施設の管理運営受託者を民間にゆだね、民間の事

業者の有するノウハウを活用することにより、合理的かつ効率的に業務を実施することによって、市民サービスの向上につなげようとするものでございます。指定管理者の指定に当たりましては、広く事業者を募集し、管理運営について創意工夫のある提案を募集いたします。次に、3ページでございます。募集要項の定義ですが、募集要項は、都市公園施設の指定管理者指定にかかわる募集に関して必要な事項を定めたものでございます。募集要項にあわせて配付する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて募集要項等と定義しております。例としまして、市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を記す指定管理の基準や提案書等の作成に指定する様式を指す様式集があります。「3 募集の概要」でございますが、本募集要項により指定管理者を募集する都市公園施設は、亥鼻公園集会所でございます。指定管理者は、本施設に隣接する茶店について、都市公園法第5条の規定に基づく市の管理許可を取得し、本施設と茶店を一体的に管理することとします。指定期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日までの5か年間といたします。業務の内容は、指定期間内の本施設の管理業務とし、詳細は、管理運営の基準を参考とすることにいたします。選定の手順については、3ページ～4ページのとおりでございます。提案いただきました各社の提案を委員の皆様にご審査いただき、第1順位から第3順位までの法人等を選定いたします。まず、第1順位の法人との交渉において協議が成立しないときは、市は第2順位、第3順位の法人と順次協議を移行してまいります。次に、4ページでございます。施設の説明としまして、1の亥鼻公園の集会所の設置目的でございます。本施設は、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的として設置された都市公園施設でございます。市民の憩いの場として活用されることはもちろんのこと、市街地において日々の喧噪を離れ、本市の歴史と日本文化に触れ合う機会を提供する施設として、効果・効率的に運営されることが期待されております。市制60周年を記念して建設された和風建築物、茶室でございます。もともと、当公園のある亥鼻は、後に説明いたしますが、今、県庁所在地にあります羽衣公園と一緒に、亥鼻公園ということで、千葉市で初めてできた公園の一つでございます。樹木が非常に大きく、草木に囲まれた静寂の中で本格的な茶会が楽しめる集いの場として整備しております。次に、施設の概要でございます。所在地は、中央区亥鼻1丁目6番、開設が昭和56年4月4日で、施設としまして、まず一番上に敷地面積71.22㎡、茶店を含む延べ床面積53.82㎡でございます。このうち、指定管理でお願いします施設の集会所は38.91㎡でございます。和室の8畳と6畳が茶室として利用することができます。そのほかに水屋とトイレがあります。隣に接している建物なのですが、茶店がございまして、14.91㎡、これは都市公園の場合、もともと都市公園法の中に管理許可という制度がございまして、売店等の施設については、この制度に従って市が土地を貸し、管理許可を受けた者がそこで商売を営むものでございますが、この指定管理を受けた方に管理許可を受けていただいて、茶室を運営していただくということでございます。供用時間は午前9時から午後5時まで、供用日は年末年始以外の日を計画しております。次に、アクセスですが、これは千葉県庁の裏に亥鼻という高台がございます。千葉県庁が地図のここにございます。亥鼻山がここですが、千葉駅、京成千葉中央駅、あと、JRの本千葉駅から直接行けることと、千葉都市モノレールの県庁駅から行くことができます。千葉氏のやかたがこの亥鼻にあったということで、もともとはここにお城はなかったのですが、お城に似せた郷土館という建物を千葉市がつくりまして、ここを郷土博物館としております。隣接するところに県立の文化会館、中央図書館がありまして、県庁と反対側には千葉大学の医学部、県立千葉高校がありまして、千葉市を代表する文教地区でございます。次に、亥鼻公園の区域でございます。ここが郷土博物館で、ここは公園の区域外になりますが、千葉市の亥鼻山と申しますと、4月の花見で一番

有名なところでございますが、この花見を楽しんでいただくと同時に、この一角に茶店を設けまして、茶店と茶室、集会所を設けてあります。市民の憩いの場として楽しんでいただこうということで実施しております。次に、こちらに集会所、和室が二つ、あと水屋でございます。こちらが、売店になっております。ここで千葉市の観光名産品となっております「いのはなだんご」等を召し上がって、お茶を楽しんでいただくという構成になっております。次に、ロケーションとしまして、この手前の部分が管理許可で運営しております茶店と土産物の売店でございます。こちらの部分、ここが茶室になっております。次に、これが茶店の正面の入り口でございます。こちらが集会所の入り口になっております。ここが茶室の8畳の部屋の外側から見たところでございます。こちらは、売店のほうでございます。亥鼻公園は、先ほど申しました千葉氏のやかたがあったということで、千葉氏発祥の地としまして、市内有数の歴史公園でございます。自然と緑を豊かに残した緑と静寂を求める市民の憩いの場、あと、千葉市随一の桜の名所として市民に親しまれております。次に、集会所の利用件数ですが、平成21年度は茶会として22件、歌会が11件、会合が73件、計106件利用されております。利用者の推移につきましては、このグラフで、8月暑い時期と1月の寒い時期の利用が少ない傾向にございます。利用者数は、ここ4か年では、平成18年度が一番多く2,366人、平成21年度が1,990人と若干漸減の傾向にございます。次に、過去4年間の収支でございます。これが指定管理者の収支でございます。収入の部分は、利用料収入と市からの指定管理者の委託料でございます。こちらのほうの自主事業収支というのが、先ほど売店、茶店でだんごだとかお茶を召し上がっていただく料金、あるいはお土産物を買っていただく、その収支でございます。平成21年度は、指定管理のほうの事業収支が若干黒字になっており、自主事業のほうもやや黒字ということでございます。指定管理業務といたしましては、まず施設の管理運営業務、維持管理運営業務、経営管理業務が指定管理者の必須業務として設定してございます。さらに自主事業として、茶店のほうの施設の興行の企画、さらにお客様を誘致する業務、茶室の運営、さらにこれらの施設を提案によりまして、自主事業を運営していただくということで、両方の仕様を設けてございます。次に、市の施策との関係、指定管理者につきましては、公の施設としまして市に成りかわって管理運営するということで、市の持つ施策と同様に行うことが求められております。募集要項の中には、市の施策との関係ということで、施策をいかに理解していただいて、市民にどのように利用いただくか、千葉市は観光がこれからまだまだ発展の余地がある中で、お客が多少伸び悩んでおりますけれども、もともと歴史の宝庫の場所でございますので、今後どのように産業振興、観光の振興として寄与していただくか、従業員に市民雇用への配慮をしていただけるか、現在、これが新しく市のほうで設けた項目でございますが、指定管理者が変わった場合に、現在の施設職員の継続雇用へはどのような配慮をされるかということでございます。また、6番の男女共同参画社会の推進をどのように考慮してくれるか、環境への配慮、災害等への対応、9番、これも今年度から新たに指定管理者に求めるものでございまして、大幅な利益を生んだときにはどのような市への還元策を設けるかということをご提案していただくようになっております。

次に、指定管理者の公募手続でございます。まず、きょう御審議いただきまして、募集要項等の書類について修正、確認をいただいて、確定いたしました後、募集要項に関する説明会を開きます。募集要項等に関する質問の受け付け、さらに質問に対する回答の作成、指定の申請書、提案書、企画書を提出いただきます。さらに、まず手を挙げていただいた方々の資格審査をいたしまして、その通知をさせていただきます。提案をいただきますと、選定評価委員会の皆様にヒアリングと選定の審査会を実施していただきます。本委員会で選定していただいた後、選定者に通知し、さらに、ちょうど年が明けてからになります。

仮協定を市と予定候補者の間で結んでいきます。来年2月になりますが、議会のほうに指定議案をかけまして、議会のほうで議決されますと、正式に平成23年4月から新たな指定管理者としてスタートするという形になります。次に、応募に関する事項ですが、募集要項のほうですと11ページでございますが、応募に関する事項としまして、応募資格、応募者の形態、重複提案の禁止、応募の書式書類、留意事項について、提示してございます。

1番の応募資格でございますが、都市公園施設の管理運営を行う能力、ノウハウを有する団体で、千葉市内に主たる事務所を有していること、本市の指名停止処分を受けていないこと、個人ではないことなど、アからコまでの10項目の要件を満たすことが必要となっております。その他、応募者の形態だとかについても規定しております。次に、15ページになります。経理に関する事項でございます。指定管理者の収入として見込まれるものにつきましては、利用料金収入、指定管理委託料、自主事業収入がございまして、利用料金収入につきましては、千葉市都市公園条例第20条で規定する範囲内で市長の了承を得た金額を定めることができ、その利用料金を収入として得ることができるとしております。指定管理委託料は、原則として施設の管理運営費の合計金額から利用料金を差し引いた額を市が支払うものであります。自主事業としましては、みずからの企画による自主事業を実施することで得られる収入のこととございます。次に、管理経費でございますが、管理経費につきましては、人件費、事務費、管理費等で構成されております。本施設につきましては、3番としまして、指定管理者の委託料の支払いについて定め、4番、管理口座について規定しております。管理口座につきましては、指定管理者の業務に関し発生する委託料及びその他の収入を、法人等がほかの事業で利用する口座とは別の口座を設置してもらって管理してもらうものでございます。17ページをごらんいただきたいと思います。10番、審査選定についてでございます。まず、資格審査としまして、応募資格を満たしているかについての審査がございまして、今後のスケジュールの概要について御説明いたしますと、募集受付期間に受け付けした書類について、事務局側で応募資格を満たしているかを審査した後、指定管理者選定評価委員会におきまして提案審査をしていただきます。提案審査は、提案された内容につきまして、採点表に基づき採点をしていただくこととなります。なお、採点表は、本日、委員の皆様に見ていただきまして、御指摘いただきます点につきましては、修正、訂正して、実際に実施する予定であります。採点後に採点表に基づき、提案内容を点数化し、第1順位から第3順位までの法人を選定します。ただし、総合得点が最上位であっても、個別の審査項目に重大な欠陥がある場合には、第1順位とはならない場合がございます。ここまですべてを提案審査において実施させていただきたいと考えております。以降は、第1順位の提案者と仮協定を締結いたしまして、議会での議決を経て、年度協定書を締結いたしまして、第1順位者に指定管理業務を行っていただくこととなります。なお、採点項目や内容につきましては別途説明いたしますので、ここでは配点の大枠について説明させていただきます。まず、総合得点を250点といたしまして、市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、その他市長が定める基準につきまして合計95点、施設の効用の発揮、施設管理能力につきまして75点、管理経費の縮減について80点とする案としております。採点方法や内容につきましては、先ほど申し上げましたように、後ほど改めて御説明させていただきます。次に、18ページをお願いいたします。11の関係法規でございます。指定管理者は、都市公園法や千葉市都市公園条例、地方自治法、都市計画法等、関連する法令、条例につきまして守っていただくこととなります。次に、リスクの分担につきましての表でございます。法令等の変更については、これは市が負担する、税制の変更について、指定管理者の利益にかかわる場合には、指定管理者ということで整理してございます。以上、駆け足でございますが、募集要項についての説明は以上でございます。

次に、管理運営の基準について説明させていただきたいと思います。管理運営の基準につきまして、まず、1ページをごらんいただきたいと思います。本市の管理運営の位置づけでございますが、市が亥鼻公園集会所の管理運営を行う指定管理者を募集するに当たりまして、応募者を対象に配付する募集要項と一体のものと位置づけております。内容につきましては、本施設の管理運営に関し、市が指定管理者に要求する管理運営の基準、水準でございます。次に、2章の指定管理業務の前提についてでございます。指定管理者制度の適正な理解に基づく業務の履行、市の施策の適正な理解に基づく業務の履行、関係法令を遵守した業務の履行、先ほど申しましたリスク分担の協定に基づいた業務の履行の四つを挙げており、指定管理者業務を行う団体は、募集要項の1、指定管理者募集の趣旨、関係法令、指定管理者制度の適切な理解等に基づきまして業務を実施し、募集要項6の市の施策等との関係に記しております施策を踏まえまして、管理運営の体制の構築や業務の実施を行うこととしております。次に、供用時間及び供用日でございます。これは2ページでございます。供用時間につきましては、原則、条例で定めておりますが、市長の承認を得れば、供用時間の変更や供用日以外の日も供用できるものとしております。あと管理上必要な場合については、供用日に供用しないこともできることとしております。市民利用、特に非常に文化施設、千葉市の中では最も文化施設の充実した場所なのですが、その分非常に静かな公園でございます。年にぎわうのが桜のシーズンでございます。この亥鼻公園を場所としまして千葉市観光協会などが千葉城さくら祭りを実施しております。その会場として利用されておまして、この集会所は茶会の会場として提供しております。これにつきましては、外せないものですから、最初から指定してございます。次に、料金につきましては、利用料金制度を導入しております。指定管理者は、利用者が支払う料金をみずからの収入とします。指定管理者みずから企画、実施する各事業の収入についてもみずからの収入とすることができるとしてしております。留意事項としまして、利用料金の設定、利用料金の減免、利用料金の徴収管理についても記載してございます。第5章の利用料金導入についての留意点ですが、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う料金をみずからの収入とする。そのほかに、先ほど申しました市長の承認を得て利用料金を条例の範囲内で変更することができるという内容でございます。第6章の使用許可業務についてでございますが、本施設の使用許可、使用許可の取り消し、あるいは使用の制限に当たりましては、千葉市行政手続条例及び千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則を遵守して行わなければならないと定めております。次に、3ページをごらんいただきたいと思います。第7章の施設運営業務についてでございますが、ア、運営業務、イ、施設貸出業務、ウ、指定管理者の自主事業実施について記載しております。次に、運営業務の内容でございます。広報・プロモーション業務のほか、予約問い合わせ、受付、接客、さらに情報公開、個人情報保護、秘密の保持、急病等への対応、災害時の対応、備品用具の貸し出し等がございます。施設貸出業務につきましては、貸し出し対象になっている各施設の貸し出し利用について、利用者の利便等を第一とすること、備品の設置及びレイアウト、備品の貸し出し、ケイタリングの内容等、利用者の利便性を高めるために必要な対応を図ること、利用後の簡易清掃につきましては利用者に依頼し、その後の点検、後片づけを行い、次の利用者が気持ちよく利用できるような状態を常に保つこととでございます。次に、指定管理者の自主事業実施につきましては施設の興行の企画、誘致業務、茶店の運営、飲食物販事業の実施等について、これは隣接する茶店、販売所のほうで活動していただくことを基本的な考えとして記載しております。次に、8ページをごらんいただきたいと思います。第8章の施設維持管理業務は、本書のほか建築保全業務共通仕様書等を参考に業務を履行すること、また、関係法令等の遵守など、基本方針を踏まえた維持管理業務

を遂行し、利用者の利便性、快適性の確保に努めることとしております。維持管理業務の対象範囲につきましては、建物の維持管理業務、その他維持管理業務とし、それぞれの業務について記載しております。15ページにつきましては、第9章、経営管理業務につきまして規定しております。1の指定期間前準備業務から、9番の指定期間終了の引き継ぎ業務までの業務を定めており、それぞれの業務につきまして基本的な考え方を記載しております。次に、17ページをお願いいたします。第10章、その他重要事項につきましては、光熱水費、修繕、再委託、その他につきまして必要な事項を定めております。以上で管理運営の基準についての説明を終わらせていただきます。

次に、審査の基準の説明について、お手元にお配りの審査表を、A3の審査の基準の一番後ろにとじてございます。この秋に、募集要項に基づきまして提案いただきました提案書を、この選定評価委員会で審査していただくときの審査基準の案でございます。それでは、審査基準について説明させていただきます。先ほど、全体の概要を説明いたしましたけれども、委員の皆様にご各項目を5段階で評価していただき、5段階といえますか、それぞれの基本点を5点といたしまして、重要な項目については1.5倍で7.5点、最重要とする項目については2倍としまして10点の配点をしておりまして、各項目を合計しますと250点となります。基本的な考え方としまして、施設の維持管理よりも集客への取り組みや業務の分析能力といったソフト面を重視した配点にしております。また、管理経費の縮減についても重点的に配点を行っています。審査項目につきましては、市民の平等な利用としまして、指定管理者制度・公の施設の管理運営の考え方、市政への貢献・効果、施設の貸し出し条件・利用料金の考え方、施設利用者への支援方策としまして、4項目で各5点ずつの配分で20点満点としております。次に、施設の適切な管理といたしまして、本施設と同種あるいは類似の施設の管理実績があるか、法令等の遵守の考え方、リスク分担の考え方、施設管理運営体制・バックアップ体制、施設管理の責任体制・必要な専門資格等の配置体制、相談・苦情等への対応、事業計画書及び事業報告書の内容、管理規定・マニュアル等の考え方、事業モニタリングの考え方、業務移行体制の整備の10項目で55点満点としております。このうち、施設管理運営体制・バックアップ体制、事業モニタリングの考え方について、重要項目として1.5倍の7.5点の配点としております。続きまして、施設の効用の発揮では、利用促進の基本方針、広報・プロモーション活動の考え方、歴史公園・観光資源に関する考え方、施設貸出業務の実施・利用者の利便性の向上策、自主事業実施の基本的な考え方、自主事業の具体的な実施方法、市・関係機関等の連絡・調整方法の7項目で、45点満点としております。このうち、利用促進の基本方針、広報・プロモーション活動の考え方については重要項目として考えまして、1.5倍の7.5点としております。また、自主事業の具体的な実施方法につきましては、最重要項目としまして2倍の10点の配点としております。これは、本施設の利用促進におきまして自主事業の活用が不可欠であるとの考えによるものでございます。施設管理能力につきましては、建築物の維持管理に関する具体的方法、建築設備の維持管理に関する具体的方法、什器・備品等の維持管理に関する具体的方法、外構設備の維持管理に関する具体的方法、清掃に関する具体的方法、保安警備に関する具体的方法の6項目で、各5点の30点満点としております。施設の維持管理につきましては、特別な技術、知識は必要としない施設でございますので、特別の加点は行っておりません。最後に、管理経費の縮減についてですが、支出見積もりの妥当性、収入見積もりの妥当性、管理経費の低廉化の3項目に、80点を配点しております。支出見積もりの妥当性、収入見積もりの妥当性につきましては、2倍の10点の配点としております。さらに、管理経費の低廉化につきましては、60点満点で、実際の計算の処理としましては、各提案のうち、一番安価な指定管理者の委託料を提案された指定管理委託料で割りまして、

その割合に60点を掛け合わせまして、自動的に配点することとしております。60点掛けることによりまして、低廉化の努力が点数に反映することと考えております。以上で、審査基準の説明を終わらせていただきます。駆け足でございましたけれども、3点につきまして説明させていただきました。

○会長 どうも御苦労さまでした。これからまさに委員会としての本題である募集要項と審査基準の意見取りまとめということになりますが、できるだけいろんな意見を出して、それを諮問に答えて、市のほうで適切な判断をしてもらおうということで、その前提として、今の説明で、さらにこの点を明らかにしていただきたいというような質問がございましたら、先に質問をお願いいたします。はじめに、募集要項から限って、終わったら審査基準というふうな順番でやりましょうか。

○公園管理課長 本来、課長である私がすべてお答えしなければいけないのですが、本日、内容がかなり込み入っている点でございますので、内容によっては、担当のほうから回答させていただくことを了承していただければと考えております。

○会長 今、実際に指定管理者になっている社団法人千葉市観光協会、あれが選ばれた過程は、どのように、やっぱり公募だったのですか。

○公園管理課長 5年前の当亥鼻公園の集会所は公募でございました。ただし、やはり亥鼻公園の利用者が、今、さくら祭りとしては非常ににぎわうのですけれども、ほかのシーズンについては、観光施設、要するに郷土館、これは博物館でございます。さらに文化会館、中央図書館と、そのそばにある千葉大学の大学病院がありまして、要素はかなりそろっていると私ども考えておるのですが、実際に観光地として観光客が来るところまで至っておりませんので、なかなか提案者として手を挙げづらいところがあるものかとも考えておりますが、先ほど申しましたように、千葉氏のやかたがありまして、千葉市という名前の発祥の由来のある場所でもございますので、この亥鼻山の公園の使用施設としまして、今後も公募で募集したいと考えております。5年前も公募で、ただし1社の提案でございました。

○会長 1社の応募ですか。

○公園管理課長 はい、1社の応募でございました。

○会長 私も近くに事務所があって、ときどき行くのですけれども、花祭りのときは非常にいっぱい人が集まりますけれども、ふだんは閑散としているんですね。だんご屋さんもそんなに売れるとも思えないし、こんな厳密な配点をして審査するよりも、もう今の観光協会が継続してやることを前提にして、いかに連携をうまくとっていくかというようなほうが、何か実際のじゃないかなという感じもしたのですがね。

○公園管理課長 5年前に公募、非公募、それぞれの施設につきまして、市としてそれぞれの施設に、これが公募が可能か、非公募が妥当かというふうに審査いたしまして、再度、今回また5年たって再募集をかけるに当たりまして、それぞれの施設につきまして、公募の施設をそのまま公募でいくべきか、あるいは非公募の施設を公募すべきかということで

市の内部で検討いたしました中で、当施設につきましては、もともと公募施設である中で、非公募にする強い理由がないということで公募としてそのまま選択することになりました。以上でございます。

○会長 先生方、御意見ございますか。

○委員 1社だったとき、そのときの採点というのは。

○公園管理課長 1社におきましても採点はさせていただくことになります。提案内容について、やはり内容を審査いただきまして、この1社の中で点数の上下というのはありませんですが、提案内容につきまして御検討いただきたいと考えております。順番づけはありませんけれども、やはり内容について、それぞれ委員の方々の専門知識でここはこうだとか、ああだとかというのを検討していただきまして、それを私たちの参考にさせていただければと考えております。

○会長 ほかの委員の方々、あそこに行かれたことございますか、亥鼻公園へ。

○委員 いや、ないですね。ちょっとこの後、見学に行く予定ではあるのですが。

○会長 あの茶店の前に公衆便所ができましたね。あれの管理はどうなっているのですか。

○公園管理課長 電線の配線の関係で、光熱水費の電気料はこちらのほうでまとめて払うことになっております。それにつきましては、応募要項の中で書いてございます。トイレの清掃につきましては、売店の前のトイレは観光協会のほうでやると、それ以外のところにつきましては、公園管理事務所のほうで行うということで、委員の指摘されたトイレにつきましては、この業務の中に入っております。

○会長 委託料もそれに応じたものが出ていると。

○公園管理課長 はい。

○会長 確かに一体的だよ、あそこはね。

○公園管理課長 観光地でありますので、トイレが汚いというのは、いの一番にお客を失うことでもありますので、一体の管理が望ましいと、会長のおっしゃるとおり、私どもも意識しております。

○会長 それから、私だけ言ってちょっと申しわけないのですが、募集要項の12ページの中身、要望に関しまして質問いたします。この上から5行目、(2)応募者の形態として三つ挙げてありますが、このうちの2番目、特別目的会社、以下SPCというということですが、これをこの他の二つと区別して特に挙げた理由は何ですか。

○公園管理課長 これにつきましては、特に亥鼻の指定管理募集要項にのみ載せたという意味ではなくて、市の一般的な指定管理募集要項の基準に基づきまして、こういうふうを考えなさいということが決まっております、それをそのままここについては載せていると

ころであります。亥鼻の場合は、わざわざ特別目的会社をつくる場所までは必要な施設とは考えられないのですが、今回、昨年、審査していただきました蘇我スポーツ公園のフクダ電子アリーナなどにつきましては、さまざまな施設を持っておりますので、いろいろな会社が合同で管理するというようなことを求められます。そういった施設が市の施設いろいろございますので、もともとの基準の中で、応募者の形態としては、原則としてこのように記述するように提案されております。それにのっとなって、うちのほうはその文章をそのまま使わせていただいたということで、わざわざ今回につきましては、この特別目的会社を、こちらの理由があって特に入れたということではございません。

- 会長 今のフクダ電子の場合は、3番目、共同事業体に当たるわけで、SPCじゃない。それからSPCというのは、資産の流動化に関する法律というのが平成10年法律第105号、全326条、膨大な条文数でできておまして、それはまさに表題のとおり、資産の流動化、資産単位を何分の1かというふうに証券化して、その受け皿になって、売ったらもう解散しちゃうと。それだけの目的の会社だから、それ以外の詳しい規制は要らないというような、割に設立は簡単だけれども、運用に関しては厳しい監督があるというふうな会社であって、この指定管理者の受け皿とは全く関係がない。これ、間違っていると困るので、もし、設立中の会社という意味であれば、そういうふうに言葉を変えとか何かしないと、都市局だけじゃなくて、全局にかかわると問題ですので、よく検討していただきたいのですが。
- 公園管理課長 ありがとうございます。この指定管理につきましては、行政改革推進課という担当部署がございますので、今の意見につきまして、担当の所管のほうと相談したいと思えます。
- 委員 質問ですが、募集要項6ページの市の施策等との関係の説明の中では、5番と9番を今回新しく入れたという御説明ですが、それ以降で、前回の公募と変わった点について補足していただければと思います。特に、17ページの審査選定(2)に配点が出ていますので、前回と変わっているのか、もし変わったのであれば理由などのご説明をお願いできればと思います。
- 公園管理課長 昨年作りました審査基準をもとにいたしまして、今回この案をつくっておりますが、説明理由をわかりやすくするというので、先ほど基準点を5点にしまして、基本的なものは5点そのまま、重要な項目と思われるものは1.5倍、さらに、最重要というものは2倍ということに御説明させていただきました。失礼しました。昨年の分ではなくて、その前の部分でございますね。
- 委員 はい、この亥鼻公園の前回のときと配点が変わっているかということです。
- 公園管理課長 配点が変わっております。ただ、今回特に配点につきましては、たたき台を5年前のものにしないで、さらにブラッシュアップしているといえますか、昨年、指定管理の更新の第1弾目として1年早く始まった施設につきまして、市で指定管理を出しておりますので、その考え方を中心に基準表を作っております。
- 公園緑地部長 今詳細を、前回のものを持ってまいりますが、前回たしか180点満点だ

ったと思います。今回は、やはり審査で重視すべきというところで係数を掛けておりますが、施設の適切な管理、施設管理運営体制・バックアップ、事業モニタリングの考え方、あるいは利益等の還元の方針、施設の効用の発揮の中の施設利用促進の基本方針、あるいは自主事業実施の基本的な考え方や自主事業の具体的な実施方法、それから、管理経費の縮減の中の管理経費の低廉化というところの配点を変えまして、点数の総計が多くなっております。詳細は、前回のものが手元にないようですので持ってまいります、今、簡単に申し上げたような形で、今回の基準は変更されております。

○委員 そうしますと、この大きなほうの表のところ、係数がついているところが前は1.0のままだったというくらいの形ですか。

○公園緑地部長 あるいは、すみません、その他市長が定める基準という2ページ目の利益等の還元の方針というのはこれまでなかった項目で、係数も1.0ですが、配点としては5点という形で、これは追加になっております。1.5や2という係数のものは前回と比べて変わっていることと、今まで項目になかったもの、今申しあげましたその他市長が定める基準の利益等還元の方針であれば、今まではございませんでした。そういったところは変わっておりますが、詳細は今、前回のものを持ってまいりますので、その後に説明させていただきます。今私は概要をちょっと御説明させていただいたものでございます。

○公園管理課長 今回は配点のバランスの説明しやすさというところにちょっと重きを置きまして、前回、4点だとか8点だとか、いろいろと項目の配点を分けているのですけれども、それがちょっと説明しづらかったという点がございますので、今回は1倍、1.5倍、2倍として分けた部分と、あと先ほど部長が説明しました管理経費の低廉化、これが昨年審査をした中で、提案の中で、提案業者が受託料をかなり落としてきたりします。それについては、適正に事業を行いながら低廉化を提案してきている場合には、十分評価するという昨年の選定評価の委員さんの皆様方から提案がございましたので、今回は、これを60点に配分させていただいております。済みません、今ちょっと時間がかかっているようでございますので、資料がそろい次第、回答させていただくということで、次の質問のほうに進めていただければよろしいでしょうか。

○会長 ほかの委員の方、質問ありますか。あそこのいのはなだんごは、自分のところでつくっているのですか。仕入れているのですか。

○公園管理課長 市内のだんご屋さんのほうでつくりましたものを提供していただきまして、観光協会のほうで販売しているというのが今のやり方でございます。

あそこでの販売につきましては、直接観光協会で作っているのではなくて、観光協会のメンバーの和菓子屋さんのほうでつくられたものをそこで食べていただく、あるいはお土産として提供するという体制にしております。

○会長 茶店のほうは指定管理施設ではなくて、公園の施設ではあるけれども、使用許可かなんだかを受けて、その主体として観光協会がやっている。

○公園管理課長 都市公園法というものがございまして、この指定管理者制度が登場する前から管理許可という制度がございまして、千葉市ですと、売店だとかあるいは駐車場だと

か、今、稲毛海浜公園はプールが時期でございますけれども、稲毛海浜公園のプールだとか、市が直接やるよりも、興行的な内容が含まれている施設につきまして、千葉市は地主としまして、施設をつくりましたものを千葉市の外郭団体に管理をさせる、これこれこういう条件で提案させるということで、管理許可制度という制度が、国の法律に基づいてもともと都市公園法では運営されてきました。どうしても管理許可というものが先にスタートしておりますので、この約10年前、指定管理者制度が登場したときに、公園の場合は管理許可をどうするかという話題になったのですけれども、そのときには管理許可が先にスタートしておりますので、その管理許可施設を除いた部分を指定管理にすることということで、別々の事業者である場合もあるということで、スタートさせていただいたのですが、今回につきましては、指定管理者が管理許可のエリアも管理許可として一体として管理して、自分の努力がそのまま成績に反映するようにと、一体で管理できるようにすることによって、管理許可制度そのものは廃止しておりません。ですから、ちょっとわかりづらくなっているところがございます。

○会長 ちょっとわかりづらい。例えば人件費は委託料の中に含まれているでしょう。この人件費部分は、大半はあっちの茶店のほうで日常的に営業していて、茶室のほうは利用機会が少ないでしょう。だからその収支が、興行との関係とバランスがとれているかどうか、ちょっと疑問に思ったのですがね。

○公園管理課長 御指摘されたように、本来、指定管理の部分につきましては、利用料金収入を除いた部分について、市が委託料として払うと、そのほとんどのものは、どの指定管理業務も、人件費が主でございますので、先生の御指摘されるところでございます。ただ、あそこの施設については、やはり茶室として管理していただくですと、非常に利用が、先ほど説明いたしましたように、そんなに利用度数が高くはない。千葉市としてもともとあそこを観光の名所として、部署は違うのですけれども観光協会を所管する経済部のほうでも、あそこを観光拠点としていくというふうなうたっておりますので、市としては、あの施設をもうちょっと機能アップしたいということで、管理許可として管理を連携して施設運営するという設定条件にしてございます。

○会長 ちょっとわかりづらいです。管理許可は観光協会が受けているわけでしょう。それで、今回の事業として売店をやっていると。ところが先ほどの説明だと、指定管理者は自主事業として、売店のほうをやっていると。何か両方の性格が重なっているように見えるのですが。

○公園管理課長 管理許可という制度は、例えば市に地代だとか建物の利用料は払います。管理許可を受けた業者は、言葉は悪いのですが、ショバ代といいますか、敷地代なんかを払いながらそこで商売しまして、採算としては市からの支援を受けなくて、その経営の中で人件費を出していくという形でございますので、市がダブルで支援しているというわけではございません。

○会長 ほかの施設はこんな両方の性格の重なったところがありますか。

○公園管理課長 都市公園の中に管理許可が一緒になっているというのは、花の美術館、次の非公募の施設に出てきますが、この花の美術館の中に売店とレストランがございまして、この施設については管理許可で行うということになっております。あと、やはりこの後、

御提案いたします非公募の稲毛海浜公園教養施設の中の航空記念館という小さな施設がございます。この航空記念館の中にある売店も、やはり管理許可施設としまして営まれております。

○会長 先生方の御意見いかがでしょうか。

○公園管理課長 すみません、今、用意させておりますが、先ほどの5年前に使われた採点表でございますが、コピーしておりますので、もうしばらくお待ちいただければ御提供できます。

○委員 すみません、私が事前に質問を出さなかったばかりに大変申しわけないのですが、お伺いしたかったことは、この2次審査の基準というのは、公募する段階ではオープンになっていないのですよね。公募の段階で、例えば先ほどの説明で今回重視すべきとされたモニタリングのことであるとか、市への連絡云々というところとかを重視する形で今回公募するというのが、募集要項のどこを見るとわかりますか。もし17、18ページの配点が前回と大分違うのであれば、出すほうからすると、ここが重点になったのかということがわかるのかなというふうに思ったのです。

○公園管理課長 担当のほうから説明させていただきます。

○公園管理課主任主事 まず、最初の御質問にあった、募集要項を公開した段階で採点表がどこまで外に出ているのかという御質問ですが、基本的にお手元に募集要項の17ページ、18ページに書かれている内容については、公開になっております。その項目ごとについて、どういった項目があるのかに関しては、提案書を書いてもらわなければなりませんので、各提案書の様式を公開してございますので、こういった項目の集積がこの点数の配点になるというところまでは公開することになります。各項目が何点なのかというところに関しては、合計点のところまでしか公開していないというのが実情になろうかと思っております。

○委員 審査基準は公表しないということですね。

○公園管理課主任主事 ええ、審査表そのものをオープンにするということは、今のところ、募集要項の公開時にはないかと考えております。

○公園管理課長 先ほどの私のほうの説明にはないのですが、既にお配りしております提案書様式集がありますが、今、説明がありましたように、提案書様式集を記入していただきますと、それをそのまま審査の段階でチェックして、採点できるような方式になっております。

○会長 質問しますが、亥鼻公園の場合、常駐している管理者というか、従業員は何人ぐらいですか。

○公園管理課長 常駐は常に1人でございます。あと、観光協会との連絡係が1人でございます。経理だとかそういったものにつきましては、その連絡係のほうが対応して、現場の方は集会所のほうの運営と茶店のほうの管理運営をしております。

○会長 そうすると、委託料の中の人件費というのは、大体1人分を見積もっているということですか。指定管理者評価シートというのが入っていますね。それを見て言っているのですが。

○公園管理課主任主事 担当のほうから説明させていただきます。お手元のページの指定管理評価シートというシートがあろうかと思えます。そちらをごらんいただきたいのですが、管理運営の基準等の後ろですね。そちらの一番上に、左上のところに年度が書いてあろうかと思えます。一番直近の数字で御説明いたしますと、そこが平成21年という数字が直近でございますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。その真ん中あたりですね。収支状況という箇所がございますので、そちらのところ、右側をごらんいただきますと、支出総額のところの内訳に人件費という金額が書いてございます。この金額、ちょっと単位を落としてございますが、1,000円単位でございますして、金額といたしまして865万9,000円という金額でございます。この内訳といたしましては、観光協会の正規の職員でございますが、この職員が1名、あと実際に売店等で働いていただいている方、この方々が2名で、合計した人件費が入っております。

○会長 市のほうから追加説明ありますか。

○公園管理課長 今、前回の配点表を持ってきましたので、今回との違いを精査させていただいております。

○公園緑地部長 すみません、恐縮でございますが、もしほかに御質問がなければちょっと休憩に入らせていただいて、ちょうど休憩を入れようと思っているものでしたので、今の御質問に関しては1回整理いたしまして、少しまだ時間がかかろうかと思えますので、もしほかに皆様方の質問がなければ休憩に入らせていただければと思います。

○会長 そうですね。では、今の提案のように、ちょっと休憩して、その間に整理していただいて。それから私の見解というか感想では、あまり集会所を小さなところで人件費も1人分ぐらいのところ忙しい先生方に出てきていただいて、何点の配点になるとかやって、そのためにはあの人たちは一生懸命作文しなければいけないし、もっと問題はロッテに球場を丸投げしていると、そっちのほうか私としては重要だと思うので、次はそっちのほうの時間に集中したいと思います。これに関しては、やがて間もなく結論は出して。では、休憩とします。

(午後 3時43分 休憩、午後 3時57分 再開)

○会長 それでは、委員の方もそろっていますから、時間よりも早いです。先ほどの資料の説明がありましたらお願いします。

○公園管理課長 それでは、お手元に配りました亥鼻公園集会所審査表というペーパーを今お配りさせていただきましたが、これが5年前、1社の提案だったときの審査結果でございます。この場合は選定委員会でもございましたけれども、委員がそれぞれの項目について、適正か不適正か判断していただきまして、不適正な提案がないかどうかチェックしていた

だきまして、こういう表を作成していただきました。以上でございます。

- 公園管理課主任主事 続きまして、もう一つの御質問にあった採点項目、どこを今回重点化して、前回とどこがどう違っているのかという点でございます。全体的な考え方についての御質問ということでとらえさせていただきまして、そのように御説明させていただきたいと思っております。お手持ちの募集要項の17ページ、新しくお配りした資料は、前回の公募のときの募集要項も新しく今お手元にお配りしたかと思っております。そちらのページは、14ページをお開きください。比較していただきますと、トータルの点数、合計点数は前回は200点満点、今回が250点満点という配点になってございます。大きく全体の傾向を申し上げますと、市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、その他市長が定める基準というものに関しましては、全体的にここの加点をどちらかというと低く抑えて今回設定してございます。対しまして、施設の効用の発揮、施設の管理能力云々とございますが、こちらを多少手厚く加点してございます。今回、どちらかという、施設の管理能力ではなく、施設の効用の発揮のほうを実際のところ重点的に加点した結果、このような点数配分になってございます。もう一つ、管理経費の縮減でございますが、こちらに関しましても、前回より多少ですが、前回は約30%、今回が約32%という形で、前回よりちょっと厚めに点数を配置するような形をとらせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。
- 都市総務課総務係長 採点に関する補足ですが、今、皆さんにお配りしている採点表につきましては案ということで、今後、複数の応募者があった場合に採点いただく採点表になっております。これが仮に1社だけの提案があった場合につきましては、絶対評価の採点で行うケースと、前回の亥鼻公園集会所の採点をやらせていただきました、管理運営の基準を満たしているかどうか、その適正を把握するというの二つの方法があるということで、補足させていただきます。つきましては、前回については、選定委員会の中で適正審査をやらせていただくということで、お配りしました採点表によって採点を行ったというところでございます。以上でございます。
- 会長 恐らく応募者は1社しかない、それを一つ一つ、作文した修正とか何とかかんとか、5点とかつけるのは余り意味がないので、まさに適正、不適正で、総体評価で、全体的な評価でいいのではないかと私は思うのですが、学校で採点されている先生方はどんな御意向ですか。
- 委員 私もさっき、1社の場合、このA3の採点表でつけるのですかというのをちょっと確認したときに、今、お手元にあるような、こういうタイプのもので可能だということですね。そういうことであればという気はします。
- 会長 つまり、1社の場合には絶対評価で、一々比べないと。比べる相手がいないわけですからね。
- 委員 余り細かく点数をつけてもという気がします。
- 会長 先生はどんなものですか。
- 委員 そうですね。そもそも規模が余り大きなところでもなくて、恐らく今やっている事

業者さんが、そのまま、また手を挙げられるのかなと思うと、余りちょっと点数をここで、出してきた書類に対しての点数評価というのは、余り意味がなくなってしまうのかなと思うので、それよりは適正かどうかということと、やっぱり過去の実績と今後の継続した実績管理というほうがよほど意味が出てくるのかなと思うので、力を入れるところを少し変えてもいいのかなと、一般的ないわゆる公募で、たくさん集めて審査するというものとはちょっと違うのかなという印象があります。

○会長 当委員会としてはそのような方向で意見が収れんしつつあるので、それを当局に伝えていただければ、別にここで決をとって、これが多数でしたということはしなくてもいいんじゃないかと思うのですが。

○公園管理課長 先ほど、募集要項について説明したときに、ホームページで掲載するということがありましたけれども、まだ掲載しているわけではありませんで、ここで募集要項にしても管理の基準についても、これでいいかどうか御相談させていただき、よいということになると、8月あるいは9月に公表していくという計画になっております。今、会長さんのほうからこの方向でいいということでございますので、承認していただいたという解釈でよろしいでしょうか。

○会長 私が言ったSPCの問題に関しては、ここではなくて全体に係ることなので、ちょっと調べておいてください。

○公園管理課長 わかりました。これについては、担当部署のほうと相談いたします。

○会長 募集要項にあれを掲げると、変な誤解を招く。

○公園管理課長 これにつきましては、また、回答させていただきます。

○会長 では、議題5はこれで終わりにして、次に、議題6がありましたね。非公募施設の管理運営基準等に関する事項についてということですが、これは先ほど非公開と議決した内容とは別なので、これから公開といたします。議題6に関して、事務局から説明をお願いします。

○公園管理課長 非公募施設につきましては、5施設ございますので、順次説明させていただきます。まず、指定管理期間といたしまして、稲毛海浜公園、花の美術館、都市緑化植物園、千葉マリスタジアムにつきましては、これは平成22年となっておりますが、平成23年4月1日から5年間でございます。ここがちょっと間違っておりました。

○会長 来年からですね。

○公園管理課長 はい。今回、お諮りいたします施設につきまして、すべて平成23年4月1日からの施設でございますが、稲毛海浜公園、花の美術館、都市緑化植物園、千葉マリスタジアムにつきましては、5年間の指定管理期間で計画しております。稲毛海浜公園教養施設につきましては、利用施設のほうの利用頻度がかなり低いということで、今後、この施設の内容につきまして、2年間かけて、市のほうでどういう管理運営方法がよろしい

かということを検討期間として設けさせていただきます。その期間中、2年間だけ、非公募で今の指定業者を継続させていただきたいということで、期間を2年間設定しております。蘇我スポーツ公園庭球場でございますが、これも後ほど説明させていただきますが、蘇我スポーツ公園につきましては、昨年、サッカー場と、それに隣接するフクダ電子アリーナといいますジェフの使用するサッカー場と、あと、屋外のサッカー場につきましては、昨年、公募で指定管理業者を選定しております。その隣接する場所に、今回、来年4月にテニスコートをオープンする予定でございます。今、建設工事を着々と進めておるのですが、その施設につきましては、昨年、指定管理でスタートしました指定管理業者が一体として管理するのは望ましいということで、非公募としておりますが、本年1年目がスタートしておりますので、来年発生するテニスコートにつきましては、4年の期間に縮めまして、昨年選定した指定管理業者のほうに指定管理をお任せするというので、4年にしております。

次に、施設ごとの考え方につきまして説明させていただきます。まず、花の美術館でございます。花の美術館は、平成7年、本市で開催されました第12回全国都市緑化千葉フェアの稲毛会場のテーマ館として設置された施設でございます。平成8年からみどりの相談所として平成8年4月にリニューアルスタートをしております。花の都ちばの拠点施設、さらに、四季折々の花々、植物を利用者の方々に楽しんでいただく施設として開園しております。施設の概要としまして、平成8年4月2日に花の美術館としてオープンしております。敷地面積が約2ヘクタールでございます。建物の床面積は3,939㎡、展示棟としまして、鉄筋コンクリート、一部鉄骨づくりの本体と、温室棟に鉄骨ガラスづくりの温室、あと休憩棟、これはレストランとして利用しておりますが、鉄筋コンクリートづくりの建物、さらに、建物の周辺に、前庭わきには、後ろ庭、中庭としておりますが、見本園を設置しております。供用時間は、午前9時半から午後4時半までとしております。供用日は、月曜日及び年末年始を除く日です。これは、稲毛海浜公園の中の花の美術館のエリアで、こちらが海、こちらが海浜大通りでございます。ここに前庭がございまして、アトリウムフラワーガーデン、温室、中庭、ここがレストラン、わき庭、後ろ庭という構成でございます。館内のマップで、どういう展示構成になっているかと、ここが入り口で、受付、売店、ここまでは無料施設でございます。ここで入場券を買って、受付を通して中を1階、植物の展示をしております。さらに、花工房、これは毎週土曜日あるいは日曜日に、一般利用者の方々を募集いたしまして、フラワーカレッジと称しまして、生け花をしたり、粘土細工をしたりと、花だとか植物に関する文化を楽しんでいただく場所として利用しております。さらに、ここは屋外に出られるといいますか、光庭としておりますが、休憩場所として利用しています。あと多目的室というのは、1週間から2週間単位で、趣味の団体、あるいは植物だとか園芸を趣味にしている、あるいは花や植物に関するサークルに、作品の展示場所として貸している場所でございます。一番奥がモネサロンということで、晩年のモネが描いた大きなスイレンの絵の模写でございますが、2枚飾っております。あとこちらのほうが、熱帯、亜熱帯植物を展示しております温室でございます。温室の中を階段で上がっていきまして2階に行きまして、2階から屋上庭園、あと屋内の展示室、ここが日本庭園、さらに内側が、ここも一般のグループに作品の展示場所として貸している場所でございます。あと、ここも屋上庭園で、この屋上から前庭の花壇を楽しんでもらう場所として設定しております。ちょっと暗いのですけれども、玄関、あとレストラン、売店、これが建物の中の室内の植物を展示しているアトリウムフラワーガーデンでございます。売店の向かい側にみどりの相談コーナーということで、植物に関する、あるいは園芸、緑化推進など、さまざまなことに関する相談場所として開設しており、みどりの相談員が

配置されております。花工房は、それぞれのサークルの先生たちが講師となりまして、ここで一般市民にさまざまな園芸文化を楽しんでもらう場所として使われております。光庭というのは、これは植物を見ながらちょっと休憩しようという場所でございます。多目的室は、先ほど申しましたように、花だとか植物にまつわるさまざまなサークル活動の発表展示の場所として利用しております。また、ここにさまざまな作品を展示することが、1週間から2週間ごとに作品展示が自動的に変わっていきますので、常設展示と並ぶ展示物となっております。これはコンピュータコーナーだとか、モネサロン、温室、あと中庭の光景でございます。温室の2階の光景、あと、展示室の光景でございます。これは2階の市民に貸している作品展示の場所でございます。屋外の前庭、わき庭、光庭、後ろにございますバラ園でございます。先ほど言いました屋上庭園から前庭を見た光景、あと屋上庭園につきましては、今、マンションのベランダ園芸などの作品の展示場所になっています。過去4年間の収支としまして、平成18年から21年までの指定管理の事業の収入、支出、収支を記載しております。次に、利用者の推移でございます。花の美術館につきましては、高齢者、60歳以上の方、あるいは小学校などの場合は無料となります。その人たちの割合がかなりございまして、15万人前後の入場者がございますが、8万人から9万人が有料入場者、6万人から7万人が無料という形になっております。この施設につきましては、将来、命名権を設定して、市は収入を得たいと考えております。まだ、具体的に決まっておりますので、命名権を設定したときに指定管理者に協力するという条件を設定しております。次に、利用料金の減免、先ほど高齢者が多いと言いましたけれども、障害者、学校教育などの減免について定めてございます。先ほどスライドで説明させていただいた常設展示、植物展示の内容でございます。市からの事業委託業務ということで、このようなことを行っております。

次に、都市緑化植物園について説明させていただきます。都市緑化植物園も各種見本園やみどりに関する相談室を備えた都市緑化の拠点施設として、海岸部の花の美術館、あとこれは星久喜町にございますが、内陸部の樹木を中心とした植物展示を行っている都市緑化の拠点施設として位置づけてございます。特に、都市緑化植物園につきましては、設立当初からボランティア活動によって、周辺の建物の園地については維持管理されてございます。次に、都市緑化植物園の概要でございます。開設が昭和56年度で、みどりの相談室と見本園で構成されまして、前はみどりの相談室のみが指定管理者となっております。周辺は無料施設でございますので、指定管理区域から外しておったのですが、見本園とみどりの相談室が一体となって都市緑化植物園の機能が発揮されるということで、指定管理区域を今回の見直しで、みどりの相談室と周辺の見本園を一体とします。供用時間については午前9時半から午後4時半まで、供用日が月曜日、年末年始を除く日でございます。次に、これは京葉道路が千葉市を縦断しておりますけれども、京葉道路から東金有料道路に分岐するジャンクションの内側に千葉市都市緑化植物園がございます。先ほど説明しましたみどりの相談所と、ここに温室棟がございますが、前回5年前は、この2施設だけを指定管理施設としまして、その周辺の園地につきましては、別枠で業務委託しておりましたけれども、この施設につきましては、この講習会、展示室と見本園が一体で初めて機能が発揮されるということで、今回は、都市緑化植物園全体を指定管理者とするということでございます。これが、みどりの相談所周辺の生け垣見本園、花木園です。本来の植物園は、文部科学省の所管になる博物館法に基づく植物園ではございませんが、植物園に準じる植物の展示をしてございます。ハーブを楽しむ市民の方々、バラを楽しむ方々に、週末ボランティア活動で維持管理をしていただいております。過去4年の収支ということで、平成18年度から21年度までの利用料金収入、あと市からの指定管理者委託料、あと支出、

収支について記載してございます。利用者の推移としまして、ここもほぼ平成19年度がちょっと多かったのですが、大体利用者としては7,000名から8,000名の利用者がいるという形になります。展示業務としまして、都市緑化の拠点施設ということで、生け垣、あるいは庭木の見本園をきちんと展示していくための記述をしてございます。次に、常設展示というのは、建物の中のパネル展示だとか相談室の周辺の展示でございます。あと植栽展示としまして、見本園についてさまざまに記載してございます。施設貸し出し業務としまして、みどりの相談室の中に講習室が1室ございます。この部屋を有料として貸し出しております。受託業務の内容でございますが、みどりの相談、このみどりの教室というのは、市民を集めて講習会を行うものですが、このみどりの教室、身近な自然を学ぶ教室、庭園講座、バラ講座、ハーブ展だとかということで、市民を対象にした講習会や展示を行うように計画しております。植栽維持管理業務については、小さなお店ですけれども、温室、パーゴラ、垣根、藤棚等の工作物、ボランティア団体との協働による維持管理ということをやっております。

次に、教養施設と申しますのが、稲毛海浜公園にございます稲毛記念館、航空記念館、海星庵、野外音楽堂の4施設を指します。この4施設を合わせて、指定管理の業務としてまとめております。この4施設の指定管理事業収支は、この表のとおりでございます。約6,000万円の収入に対して5,800万円の支出ということでございます。利用者の推移でございます。稲毛記念館につきましては8,000名から9,000名でございます。これは無料入場者の展示室がございまして、そちらのカウントではございまして、稲毛記念館の中の会議室だとか茶室を利用している、有料施設を利用している人数の数でございます。特別室、和室、茶室、映写室、あるいは音楽のピアノだとか、エレクトーンの施設を貸し出しておりますので、それらの入場者でございます。海星庵というのは、この稲毛記念館のわきに和風の庭園がございまして、その中に茶室を設けてございます。都市緑化フェアのための記念施設として作りまして、これは普通、茶室といいますと、座敷に座ってお茶を喫するところを想像しますが、ここはすに座ってお茶をたてる立礼席という施設と一緒に整備しております。利用者は1,500人ぐらい。野外音楽堂は千葉市の公園にここだけしか存在しません。季節的には夏の利用が集中しますけれども、約5,000名から6,000名ぐらいの利用がございまして。民間航空記念館につきましては、これは1910年代に、日本は軍隊が先に飛行機を導入しましたが、民間航空としましては1910年以降にスタートいたしまして、稲毛の浅間神社の前の遠浅の海を利用して、飛行場として利用したという歴史がございまして、そこを記念して民間航空記念館をつくってございます。稲毛記念館は、稲毛の浜を約3キロから4キロにつつまして埋め立てた事業を記念した建物でございます。稲毛記念館につきましては、鉄筋コンクリートの3階建ての施設でございます。1階が無料の稲毛の昔からの歴史、あと埋め立て事業についての展示室でございます。そのほか、2階が大広間になっている特別会議室、あるいは和室をつくってございまして、3階が展示室となっております。3階は展示室だけでございますが、れんが調の展示室でございます。これが1階で、稲毛の漁業だとか、文化の過去の歴史についてのパネル展示とか、この稲毛の海岸に見られる魚類だとか、そういった展示をしております。これは3階の展望室の写真でございます。これは2階の茶室としても使える和室、あるいは大広間、映写室、特別会議室などの有料施設、貸し出している施設でございます。稲毛公園の海星庵につきましては、都市緑化フェアにあわせまして、稲毛会場のメイン施設として整備いたしました。木造平屋づくりで約50㎡、茶室が4.5畳の茶室と立礼席8人がけのお茶を楽しめる施設でございます。茶室の外観、あと茶室の写真でございます。立礼席というのは、座席に座って和風のお茶を楽しめる席でございます。次に、野外音楽堂でございます。野外音楽堂につつま

しては、50人編成ぐらいまでの楽団が利用できるということで、音楽会あるいは演劇などの会場として利用されております。野外音楽堂そのものは1階の平屋づくりで、次の写真でお目にかけてますが、いす席と芝生席で、観客席は1,500名予定しております。供用時間は9時から5時までということで、ほかの施設と同じように、供用時間については植物を展示する施設は9時半から4時半までという形になっております。それ以外の施設は9時から5時まで、供用日につきましては、月曜日と年末年始を除く日を供用日としております。次に、稲毛海浜公園の民間航空記念館です。この次、鳳号という昔の2枚羽根の飛行機、これを千葉市に寄附されたことに伴いまして、千葉市が民間航空発祥の地として稲毛が利用されたということで、そういった関連する展示を行っております。展示業務としまして、稲毛記念館の常設展示、航空記念館の常設展示、この二つを常設展示として位置づけております。教養施設につきましては、稲毛記念館の会議室、茶室、海星庵の茶室、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館には工作室がございます。それらの部屋を貸し出しする業務を行うことになっております。この教養施設につきましては、前の5年間は、公募施設として募集しまして、公募で選定されました、これは千葉市の外郭団体でありますみどりの協会が受託いたしましたけれども、5年間営んでまいりました。ただ、施設の構成上、有料で貸し出す施設が施設のほんの一部で、ほとんど無料で展示するという性質がございます。無料の入場者は多いのですが、なかなか有料の施設利用者は伸び悩んでいるということがありますので、今後、市はどのような施設として、管理運営について考えたらいいかということ、2年間ちょっと時間をいただきまして検討させていただきたいと。その間につきましては、2年間でございますので、既存のみどりの協会のほうに管理委託をお願いしまして、この2年間で、次の利用の仕方について、案をまとめさせていただきたいと考えております。

次は、千葉マリスタジアムでございます。これも、既に御存じだとは思いますが。幕張海浜公園の中にあります千葉ロッテマリーンズのホームスタジアムでございます。マリスタジアムの概要でございます。平成2年に市民球場として開設しております。平成4年からロッテマリーンズのホームになっております。施設としまして、延べ床面積約4万6,000㎡の野球場があります。収容人員は約3万人でございます。海浜幕張駅のわきに県立幕張海浜公園がございますが、この県立公園の一部を市のほうが許可を受けまして、マリスタジアムを設置しております。その施設につきまして指定管理者を選定して出すということで、今回は、非公募でロッテマリーンズを選定しております。今回につきましても、引き続きロッテマリーンズにすると。その理由につきましては、先ほど会長さんのほうからちょっと質問が、ロッテマリーンズの話がございましたので、今、一緒に簡単ではございますが、説明させていただきますと、興行を行っているのは千葉ロッテマリーンズでございますが、興行主が指定管理者を兼ねておりまして、ここについては、指定管理に伴う委託料がゼロになっております。市としては、人件費を払わなくて済むということと、さらに、ロッテが望ましいだろうということで、5年前に非公募でロッテを選定して、スタートしております。今回、公募にするか非公募にするかという選択の中で、運営がうまくいっている中で、これを公募にして、新たな指定管理者をロッテと競争しますと争いになり、今後、望ましくないということもございましたので、非公募でそのまま進むということになっています。ここの特徴につきましては、ほかの指定管理業務につきましてはすべて委託料を支払っているのですが、ここについては、委託料は市から一切支払っておりません。次に、指定管理業務の部分の収入、支出の構成でございます。これは、指定管理施設の利用料、ロッテが野球場として利用する、あるいはロッテが野球場として利用するのではなくて、興行主として施設を利用するに当たりまして、市に支払っている利用料金

等でございます。さらに、自主事業につきましてもこれだけの費用がございまして、指定管理業務としては赤字でございますが、興行等の自主事業がございまして、何とか黒字におさまっているというところでございます。利用者につきましては、ちょっと平成19年度は伸び悩んでいるのですが、平成21年度につきましても6万8,000人の利用がございまして、興行利用につきましては、市民球場としてスタートしたという関係もございまして、年間利用日数については興行利用を3割以内とするというふうに定義づけてございます。一般の指定管理者につきましては、市の施設でございますので、大きな修繕については市が行うけれども、20万円までの修繕は指定管理者が行うようにという規定がございまして、このマリスタジアムにつきましても1,000万円まではロッテが負担すると。やはりシーズンになりますと、毎日利用者をお迎えするというので、ロッテみずからの修繕等で緊急性を要するものには対応していくということで、このような取り決めをしております。

次に、千葉市蘇我スポーツ公園庭球場でございます。これは先ほど説明いたしました中で、来春4月にオープンすべく、今、蘇我スポーツ公園の中に整備しておるテニスコート20面とクラブハウスの施設でございます。ここが蘇我スポーツ公園でございます。元川鉄の敷地でございます。こちらにつきましては、商業施設あるいはクラブハウス等が入っております。これがフクダ電子アリーナでございます。ここは、ジェフも使いますけれども、一般市民がサッカーを楽しめるサッカー場として、この2施設を今現在、昨年、公募で選定されましたけれども、指定管理者が運営しております。来春、ここにテニスコートがオープンしますので、この3施設を一体で管理することで、人件費について節約でき、駐車場の利用などイベント等の調整がかなり必要になってきますので、一体の管理をできる、昨年、シミズオクトが中心となる共同企業体が受注いたしましたけれども、ここに追加で業務を委託するという考えでおります。ここについては去年からスタートしておりますので、残り4年を指定管理の期間としております。まだ完成予想図がイラストでございまして、真ん中がスタンドを兼ねた芝生の土手、それにさらに真ん中に、クラブハウスがございまして、ここでスポーツをする人たちが着がえをしたり、シャワーを浴びたりすることができる。両翼に10面ずつテニスコートを整備します。これも砂入りの人工芝のテニスコートを予定しております。軟式、硬式両方のテニスを楽しめる、さらに、大会をスムーズに運営できるということを想定して整備しております。本施設は建設中でありまして、建設仕様については変更になることもあるということでうたっております。指定管理者は、公共施設でございますので、公共性、公益のある行事については、これは蘇我スポーツテニスコートのことでありますが、市と指定管理者、あと市の教育委員会に社会体育課がございまして、そういった関係者で利用調整のための基準をつくりまして、一般貸し出しに先立ちまして、大会などは1月前、2月前に予定を組んでも営めません。1年前だとか、半年前に計画していかないと大会は計画できないものですから、行事予定の場を設けるということで、計画しております。人工芝、天然芝などの、テニスコートは人工芝でございます。それで真ん中のスタンドは草といいますか、天然芝でございます。人工芝テニスコート、あるいは周辺の施設の維持管理の範囲と基準を設定してございます。さらに、蘇我スポーツ公園だとか、そういった周辺の建物には、災害用の備品が配置されます。防災公園として市が計画しておりますので、それらの施設としての管理を行うことということでございます。

まとめて説明させていただきましても、非公募で行う4施設についてはほとんど共通、これ以外にもさまざまな取り決めがあるのですが、多くの部分につきましては、先ほど公募で説明させていただきましてもほとんど考え方が同じものですから、違う部分について今説明させていただきました。すみません、先ほどの説明の中で、稲毛記念館ほ

か野外音楽堂までの4施設につきまして見直しをして、その2年間につきましてみどりの協会に管理委託をすと言いましたけれども、みどりの協会に非公募でそのまま指定管理者として継続させたいと言い間違いでございました。失礼いたしました。

○会長 説明終わりましたか。

○公園管理課長 はい。

○会長 少し申し上げたいのですが、もう5時まで15分しかないので、もう少し時間配分を適正にさせていただいて、委員の方々の貴重な意見をできるだけ市政に反映できるようなふうにしていただきたいのですが。とりあえず質問をしますが、公募と非公募、2種類ありますけれども、条例によれば公募が原則だということになっていますが、この後半の幾つかの施設が非公募である理由をそれぞれに簡単に説明してください。

○公園管理課長 花の美術館と都市緑化植物園につきましては、市の都市緑化を進めるための拠点施設として、市は整備設置しております。みどりの協会は、その都市緑化を推進するための団体として千葉市が外郭団体として育成しまして、そのための業務を今まで推進してきております。都市緑化植物園、花の美術館につきまして、施設をみどりの協会が指定管理者になることによりまして、着実に都市緑化推進業務が順調に事業展開できていると、さらに、みどりの協会がもともと市民に都市緑化の必要性を訴える、あるいは推進していくという機能をしておりますので、都市緑化植物園と花の美術館でボランティア団体を育成しております、今それらのボランティア団体がどんどん育っております、施設の管理運営のほうにボランティアの団体が従事してくれているようになっております。そういったことを考慮しまして、今後5年間、さらにボランティア組織をきちんと立ち上げて、運営スタッフになれるようにするというので、次期5年間については、非公募でみどりの協会に事業を任せるというふうに検討させていただきました。次に、稲毛の教養4施設でございますが、これは2年間で、次の施設の利用方法について検討させていただくということで、2年間に詰めてしまうのですけれども、その期間、今まで管理運営しているみどりの協会のほうにお願いするというので、非公募としております。次に、マリンスタージアムでございますけれども、マリンスタージアムにつきましては、既存のロッテマリーンズが興行主で、指定管理者として今、受託しておりますけれども、ここにつきましては、市から管理の委託料が払われていないと。ロッテのほうの努力で管理委託しておりますけれども、そこでうまくいっているということで、非公募としております。さらにもう一点、テニスコートにつきましては、既存の隣接施設と一体管理することが、人件費等が大きくなる、さらに、周辺の駐車場などが共用で利用していきますので、そういった施設を管理運営する上でも一体管理することが望ましいということで、隣接する施設の指定管理者にお願いするというので、非公募にしてございます。以上でございます。

○会長 そうすると、非公募はすなわち、今やっている管理者にそのまま継続してやらせるのが適切かどうかを判断すると、そういうことですか。

○公園管理課長 はい、市としましては、過去4年間調べまして、特に大きなマイナス点等なくきちんと管理運営しているということの評価しまして、非公募という案にいたしました。

○会長 時間がないから続けて質問しますけれども、先ほどの亥鼻公園も、前から同じ人をやらせるのが適切だと思うのですが、あそこはあえて公募にするのはどういうわけですか。

○公園管理課長 実は、指定管理、5年前に千葉市は大幅にスタートしたのですが、そのときに、それぞれの施設について公募、非公募を取り決めてございます。亥鼻につきましては、公募として位置づけました。今回見直しに当たって、公募を非公募にする理由はないということで、公募にそのままにしております。花の美術館、都市緑化植物園については、先ほど私が説明した同じ理由で、5年前にみどりの協会を指定管理者としまして非公募としましたけれども、これについては、さらにボランティア団体の育成が今順調にしておりますので、もう少し結果を見るということで、そのまま非公募にしております。ロッテマリーンズにつきましても、5年前の指定管理者を選定するときに、興行主と指定管理者が一体となることによって、施設の管理運営がスムーズにいくということがございますので、非公募にしました。今回の見直しに当たっても、これを公募することによって興行主と指定管理者を分ける必要がないということから、非公募にしております。以上でございます。

○会長 花の美術館は隣にレストランがあって、これは同じみどりの協会が許可施設としてやっているわけですね。これの収支その他が一緒に計上されていない。ところが、亥鼻公園に関しては一緒にやっている。その区別はどこですか。

○公園管理課長 亥鼻公園につきましては担当のほうから詳しく説明させていただきます。

○公園管理課主任主事 では、かわりましてお答えいたします。まず、亥鼻公園の集会所のいのはな亭という茶店でございますが、これに関しては、私どものほうが、自主事業としてその施設の管理をするようにということとあわせて、管理許可施設として許可を受けてくださいという条件で公募しております。逆に、花の美術館のレストランに関しましては、あそこは以前、指定管理の区域とは別個にしてございます。隣接する土地ということで、今、指定管理者のみどりの協会に対して、管理許可を出していたわけではございませんで、その当時は、みどりの協会が既に管理許可請者としてレストランの管理をしてございましたので、指定管理のエリアから外して、指定管理として花の美術館のみどりの協会に出しておるということであって、指定管理とは別の施設として、隣接しているのですが、その当時は、別施設として区分してございました。

○会長 次に、ロッテの問題ですけれども、要するに、使用許可を与えるというのが指定管理者の権限ですね。使用料を自分の収益にすると。使用許可を受けるのは、個々の入場者ではなくて、ロッテ球団そのものじゃないですか。つまり、許可を与えるほうと受けるほうと同じものではないですか。

○公園管理課長 担当から説明させていただきます。

○ホームタウン推進室長 ホームタウン推進室、石橋です。確かに、使用許可に基づく使用料の徴収はあるのですが、恐らく、興行者がチケット販売をする入場料は、それは興行主のほうに収入として入ります。指定管理者のほうが得る収入というのは、条例に定

められた施設使用料でございます。その施設使用料は、当然、一般利用と興行利用と差がございます。興行利用は非常に高い設定になっています。その使用料を指定管理者が収入として得ると。それは市のほうにもらうものではなくて、指定管理者が協定に基づいて収入をそのまま得てよいと、そういう仕組みになっております。

○会長 そういう仕組みはわかるのですが、そういう仕組みに問題があるという質問をしているわけです。つまり、使用許可を与える指定管理者と、使用許可を受ける球場の使用者が同じであるということは、利益相反するのがお互いに、契約と言わないですね、自分自身でやるんだから、これは混同ですね。それで、ちゃんと収入を上げているから管理料を払わないというのだけれども、逆に言えば、ロッテは何も払わずに、ずっとあそこを使っていることができるというふうにもなるので、もう少し、市の貴重な施設の使用方法に関しては、適正化を図ったほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。

○ホームタウン推進室長 会計処理としては、間違いなく興行主としても一般利用者としても、それは指定管理者へ支払うことは間違いありません。施設使用料というのは、条例で定められている金額で、指定管理者は、その条例で定められた金額よりも低い設定はできますが、高い設定はできません。したがって、利益相反の状態だとは考えにくいと思います。

○会長 数的に利益相反は考えにくいとしても、要するに、同一人格が相反する、契約とは言わないですね、自分自身で決めることだからね。こういう合同行為でもないし、何ていうのですかね、たまたま条例の範囲でやっているからいいというのでは、どうも逸脱があった場合に、だれがどういう方法でチェックするのか、非常に難しいんじゃないでしょうか。

○ホームタウン推進室長 そういったことがないように、毎月、実績報告書を市のほうに提出していただいて、その内容を市のほうで確認をしているという状況にあります。

○会長 公募する場合に、先ほど、競争者があらわれるからしないというような話だったけれども、逆であって、競争者を多くの中から、最も適正な提案をした人を指定管理者に選ぶ、あるいは推薦するというのが、まさにこの指定管理者選定制度の眼目じゃないでしょうか。

○ホームタウン推進室長 先生のおっしゃる御趣旨のとおりだと思っておりますが、このマリーンズが非公募になりましたのは、前回の指定管理制度導入した時点で、千葉市として検討した内容を議会に諮りまして、議会のほうで非公募でよろしいという承認を得ました。その理由と状況と、実際に委託料を支払わずに5年間やってこれたと、そういった実績も含めまして、今回も引き続き、非公募として取り扱うという考え方でございます。

○会長 ほかの方の意見はございますか。

○委員 非公募の場合でも、提案書様式というのは、ここに資料がついていますけれども、これは書いて出していただくわけですか。

- 公園管理課長 非公募でもどのように管理運営するか、きちんと記述していただきます。その点は、公募と非公募では差はございません。
- 委員 その内容を見て、こちらで判断する場合、最終的にどういう判断を、点数みたいなものはつけないわけですよ。
- 公園管理課長 先生方にそれが不適合だという審査をされるような提案をしてきた場合には、それにつきまして指定管理者、提案業者といますか、その団体にその内容を申し入れまして、改善するように調整する余裕がございます。
- 会長 先生、御意見ございますか。
- 委員 ロッテマリーンズのところなんですけれども、一番、興行主と指定管理者が同一ということで、会長のほうからも、いろいろと利益相反があるのではないかと、そういう意見もあると思いますし、逆に、市として、5年前の時点で特段問題が、非公募でという意思決定があって、その上でこの5年間やってきた実績を見て、また今後また非公募でいこうというふうな御説明だったと思うのですけれども、これを公募にすることのデメリットというのですか、というところが非公募でこのまま継続させていくということのほうが上回っているというふうにお考えだからというふうな理解でよろしいのですか。
- 公園管理課長 はい。
- 委員 その場合の、公募で例えば、今のロッテ以外の団体が当然、手を挙げてくる場合もあると思うのですけれども、そうなった場合の、今ロッテが継続してきているということに対するデメリットというのですか。なぜ公募にしないというところがちょっと、例えば、ほかの施設のところで、例えばボランティアを育成中だからその経過を見たいとか、そういうものであれば何となくわかるのですけれども、経営がうまくいっているのだったら、別の団体のほうがよりもっといい提案が出てくる可能性がある中で、そちらをあえて選択しないというのはなぜなのかなというのは、ちょっとやっぱり、先ほどかなりやりとりを聞いている限りでは、ちょっとなかなかすんなりと頭で納得できないところがあったのですけれども、そちらはどうなのでしょう。
- ホームタウン推進室長 今回の御質問は、公募にしたことによってかえってデメリットが生じるような要素がないのかというお話だと思いますけれども、実際には、マリンスタージアムは市民も利用する球場でございますが、御存じのとおり、ロッテマリーンズというプロ野球チームがフランチャイズしている特殊な球場でございます。したがって、ロッテの公式戦がプロ野球機構に基づいた試合数をこなさなければならない球場ですので、当然、ロッテの興行の協力体制がとれない指定管理者であれば、もうそもそも指定管理者として機能しないわけですね。逆に、プロ野球球団とそういった協力体制がとれる企業というのはどういうところなんだろうかと。なかなか非常に難しいと考えております。以前は株式会社マリンスタージアムという第三セクターがございまして、そこが千葉市の委託を受けてやっていました。ただそれは、そういった委託を受ける第三セクターとして組織された特殊な会社でございまして、それは当然、ロッテマリーンズと協調を図りながら運営したわけです。今もロッテマリーンズが指定管理者でございまして、実際のフィールドの管理等

は株式会社マリスタジアムのほうへ再委託している部分もございます。そういった協力関係があって、今も継続して適正な業務ができているという状況にあります。それから、ロッテマリーンズは、今、ふるさと球団というような言い方もされておりまして、地域貢献事業、これはプロ野球選手が地域のスポーツ少年を集めて、アカデミーというようなスクール形式とか、あとは地元に行って、野球の普及を図るだとか、そういった地域貢献事業も非常に大きな要素として占められております。そういった総合的に判断するとメリットはありますが、公募にして、それ以上の企業が応募してこられるというような状況にはないというふうに考えています。

○会長 我々は諮問機関だから、皆さんが意見を出して、それでどうという、多数決で決まったのがそのまま結論になるということじゃなくて、これを集約して、市で適切な判断をするという意味にとって、皆さんがこういう意見を発言されたということでまとめたと思いますけれども、これ、書記役の方は書いていますかね、皆さんの意見を。議事録がやがてできるね。それも私が見た限りで、うまく反映しているかどうか見て、署名しますから。

○公園管理課長 まず、議事録をつくりまして、委員さん全員にチェックしていただいてまとめて、異議なしというふうになったものを、会長さんに再度確認していただくという形になります。

○会長 はい。それでは、時間が迫りましたので、あと一つありますが、どうぞ。

○委員 先ほど、出された応募書類を、現状やっているところが適正かどうかを審査するというシチュエーションになると思うのですが、出された書類を見て、公募のときのような採点表はなく、いいかどうかという判断をするわけですね。それで、実際に申請書類様式集を見てもみますと、恐らく同じような形式で前回に出されていて、必然的に同じ内容のものも出てくると思うのですが、その部分と、今までの反省に基づき、今後こういうふうに改善しますよと言っている部分とがわかるように提出してもらえるように書式をつくっていただきたいと思います。

○会長 では、今のことも議事録にとどめて、最終的に反映するようにしていただきます。次に、最後の議題7、今後の進め方についてですけれども、これについて、事務局から御説明をお願いします。

○公園管理課長 御提案ありがとうございました。これにつきまして検討し、修正しまして、また、修正した内容については会長に確認いただきます。今後の審議予定ですが、千葉マリスタジアム及び蘇我スポーツ公園庭球場に関して御審議いただくスポーツ部会と、その他の施設、亥鼻公園集会所、稲毛海浜公園教養施設、稲毛海浜公園花の美術館、都市緑化植物園について御審議いただく公園部会の2部会が設置されました。今後の審議予定でございますが、非公募施設については、9月下旬に、指定管理予定候補者となる者から申請書及び提案書が提出されまして、10月下旬に、その内容について管理運営の基準との整合性、状況を中心に、公園部会とスポーツ部会で審議していただきたいと思っております。公募施設につきましては、9月中旬に募集要項を公表し、説明会や現地見学会を行い、11月上旬に指定管理者の公募を締め切りまして、12月下旬に公募施設について応募しました

指定管理予定候補者の選定について、公園部会で御審議していただく予定でございます。以上でございます。

○会長 そうすると、その部会の開催と、先ほどの公募者の選定審査とはどういう関係になっているのですか。

○公園管理課長 10月下旬に、両部会の非公募のものについて御審議いただく計画でございます。12月下旬につきましては、公募施設について公園部会で審議していただくと。10月下旬の非公募につきましては公園部会とスポーツ部会それぞれで、さらに公園部会については、12月下旬に再度、公募案件について御審議いただくという二重の計画になります。

○会長 その間、公募のほうの手続は事務局で、市当局でずっと進めておくと。出た提案書審査を12月下旬に行うということですね。ただ、それを公園部会だけで決めちゃうのが、すなわち委員会決定になるというのは、一応、この会で決めておかないといかんのですね。何か条例にありましたね。

○公園管理課長 はい、一番初めの部会の設置についての部分で、先に会議の前半の段階で、資料5、部会の設置についてで説明させていただきました。2の部会の議決をもって委員会の議決とするということでございます。

○会長 これは既に先ほど、この会そのものとして決めたのでしたかね。

○都市総務課総務係長 では、私のほうからよろしいでしょうか。部会の設置のほうの案に記載させていただいておりますとおり、今のところで部会の議決をもって委員会の議決とする案を示させていただいて、議題としては了承いただきましたので、まず部会の議決が親会の議決ということで、ここは御承認させていただいたという形です。

○会長 さっきの議題4で。

○都市総務課総務係長 はい。

○会長 既に決めてあるということですね。

○都市総務課総務係長 資料5の2になります。

○会長 それでは、そういう前提で今後の予定を進めて、部会だけの決議で最終的なものとする。

○都市総務課総務係長 補足ですが、資料の2のほうの条例をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。条例の第11条で、部会を規定しております。部会の条例上も11条の8項です。選定評価委員会は部会の議決をもって選定評価委員会の議決とすることができるということで、条例に規定されておりますものを今回議題として御承認いただきましたので、手続的には、部会が議決した場合については、その議決内容を会長のほうに後ほど報告させていただくというような手続をとらせていただきながら進めてさせていただくと、このよう

な形でお願いしたいと思います。

○会長 じゃ、今度は二つの部会に分かれて進められますが、この予定表で、御質問ございますか。

○委員 大丈夫です。今のスケジュールということですね。

○会長 そうしますと、この10月下旬ですけれども、私は両方に顔を出すことになっているのですが、でき得れば別の日が、つまり、ほかの方は両方に出ることはないわけだから、調整していただければありがたいのですが。

○公園管理課長 要するに午前、午後で、それぞれの部会を1日にやってしまうというような計画ではなくて、別の日に。

○会長 いや、同日でもいいですよ。別の時間なら。

○公園管理課長 分ければよろしいのですね。

○会長 ええ。形だけではなくて、言いたいことがあるので。それでは、今後の予定につきましては以上で、他に御発言がなければ、以上をもちまして本日予定していた議題は終了となります。委員の皆様の御協力により、本日の委員会を予定どおり進めることができました。ありがとうございました。